スポーツ指導者資格取得補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　本要綱は、スポーツ指導者が必要とする資格取得に要する経費の一部を補助することにより、市内スポーツの振興及び指導者の資質向上を図ることを目的とし、その交付に関する事項を定める。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、公益財団法人苫小牧市スポーツ協会（以下「苫スポ協」という。）の加盟団体又は公益財団法人苫小牧市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が認める市内スポーツ団体に所属している個人とする。ただし、スポーツ振興のため、指導者として活動しており、又は活動を希望するものに限る。

（対象となる資格）

第３条　公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及びその加盟団体が認定する資格を対象とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りではない。

（補助対象経費と補助金の額等）

第４条　補助金の交付対象として認められる経費は、受講料、資料代及び資格試験受講料のほか会長が認める経費とし、宿泊費、交通費、食事及び登録費、更新登録費等は対象外とする。

２　補助金の額は、交付対象経費の１／２とする。（千円未満切り捨て）

３　国又は他団体から補助を受ける場合は対象外とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格を取得しようとする２週間前までに、各競技団体の会長名で、次の書類を添えて申請しなければならない。

⑴　スポーツ指導者資格取得補助金交付申請書（様式第１号）

⑵　加盟団体推薦書（様式第２号）

⑶　その他、会長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　会長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかにスポーツ指導者資格取得補

助金交付決定通知書（様式第３号）により通知する。

（実績報告）

第７条　申請者は、資格認定後１か月以内または３月31日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて実績報告書を会長に提出しなければならない。

⑴　スポーツ指導者資格取得に伴う実績報告書兼請求書（様式第４号）

⑵　その他会長が必要と認める書類

２　期限を過ぎた報告は受理しない。

（補助金の額の確定）

第８条　会長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、スポーツ指導者資格取得補助金確定通知書（様式第５号）により、申請者に対し、確定した補助金の額を通知する。

（交付の時期）

第９条　補助金は、第８条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（決定の取消し）

第１０条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑷　この要綱に基づく指示に違反したとき。

（補足）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。